附　則

［略］

2　この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第六項の規定は、なお従前の例による。

3　令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。）及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和六年三月以後に申請が行われるものを除く。）に係る審査に対する第一条第一項第三号及び第五項並びに附則第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第百二十九号）による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。）が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「収容定員充足率又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。

4　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

［同上］

2　この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第五項の規定は、なお従前の例による。

3　令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。）及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和六年三月以後に申請が行われるものを除く。）に係る審査に対する第一条第一項第三号及び第四項並びに附則第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第百二十九号）による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。）が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「収容定員充足率又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。

4　［同上］

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百十二号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）第一条第四項の規定に基づき、国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程を次のように定める。

令和七年九月二十四日

文部科学大臣　阿部　俊子

国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条　国際競争力けん引学部等（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（以下「認可基準告示」という。）第一条第四項の規定により大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が認定する学部等（学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）をいう。以下同じ。）をいう。）としての認定（以下「認定」という。）の申請があった場合の認定の基準は、次のとおりとする。

一　認定を受けようとする学部等を置く大学等が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二　認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第三項の規定により専門職大学院を置く大学が受けるものを除く。第九条第二項第七号において同じ。）において適合認定を受けていること。

三　認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日前三年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ　法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ　財政状況が健全でなくなったこと。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四　認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日の属する年度及び前二箇年度の各年度において次のいずれにも該当しないこと。

イ　五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。以下同じ。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。以下同じ。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。）が、認可基準告示第一条第一項第三号で定める水準（同条第三項に規定する学部等及び同条第五項に規定する外国に設ける学部等にあっては、当該各項の規定により同号の規定を読み替えて適用するものを含む。）以上となったこと。

ロ　五月一日現在の収容定員の数に対する学生の数の割合が、〇・九倍未満となったこと。